

東日本大震災復興構想会議（第13回）議事要旨

（開催要領）

1. 開催日時：平成23年11月10日（木）18:00～20:19

2. 場 所：官邸4階大会議室

3. 出席者：

議長	長	五百旗頭 真	防衛大学校長、神戸大学名誉教授
議長代理		御厨 貴	東京大学教授
委員		赤坂 憲雄	学習院大学教授、福島県立博物館館長
		内館 牧子	脚本家
		大西 隆	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
		河田 恵昭	関西大学社会安全学部長・教授
			阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター長
		玄侑 宗久	臨濟宗福聚寺住職、作家
		佐藤 雄平	福島県知事（代理 内堀副知事）
		高成田 享	仙台大学教授
		達増 拓也	岩手県知事
		中鉢 良治	ソニー株式会社代表執行役副会長
		橋本 五郎	読売新聞特別編集委員
		村井 嘉浩	宮城県知事（代理 三浦副知事）
検討部会長		飯尾 潤	政策研究大学院大学教授
政府側出席者		野田 佳彦	内閣総理大臣
		藤村 修	内閣官房長官
		平野 達男	東日本大震災復興対策担当大臣
		長浜 博行	内閣官房副長官
		末松 義規	内閣総理大臣補佐官
		後藤 斎	内閣府副大臣
		郡 和子	内閣府政務官
		竹歳 誠	内閣官房副長官

(議事次第)

1. 開 会
2. 総理大臣挨拶
3. 議 事
 - (1) 説 明
 - ・ 復旧の現状と復興への取組
 - ・ 被災地域における復興への取組状況
 - (2) 自由討議
4. 官房長官挨拶
5. 閉 会

<配布資料>

- (資料1) 復旧の状況と復興への取組
- (資料1別冊①) 平成23年度第3次補正予算案における主な復興関連施策
- (資料1別冊②) 被災地域の復旧の状況等(データ編)
- (資料2-1) 岩手県資料
- (資料2-2) 宮城県資料
- (資料2-3) 福島県資料
- (参考資料) 各府省の事業計画と工程表のとりまとめ
- (参考資料) 各府省の事業計画と工程表のとりまとめ(学校施設等)
- (参考資料) 復興に向けたロードマップについて

○議長 委員の皆様、大変お懐かしゅう存じます。随分久しぶりになりますが、これより第13回の「東日本大震災復興構想会議」を開催したいと思います。

かつては土曜日5時間というのを定例にしておりましたが、このたびは週日の夕刻2時間ということではありますが、皆さん大変御多忙の中、たくさんの委員に都合をつけて御出席いただいたことをありがたく思っております。

この復興構想会議、元来は6月に第1次提言、年内に本提言という御案内をいただいております。けれども、委員の皆さんの大変集中的、意欲的な討議によって、6月25日に本提言を繰り上げて総理に提出することができました。以後、政府がこれを施策として具体化するのを見守ってきたわけでありませう。

6月提言の後、7月は、政府において、これを基本方針として下ろしていくということに用いられた。私どもとしては、8月、9月には政治の方が補正予算と関連法案を通して、秋が深まるころには被災地において槌音をたたく復興事業が始まるということに正直期待しておりました。実際には8月は菅政権から野田政権への移行が行われ、9月、10月、今月と与野党の調整に費やされている。率直に言って遅すぎる、という思いを私ども感じております。是非とも速やかな進捗をお願いしたいというのが、今日の会議の1つのテーマであろうかと思っております。

他方におきまして、私どもが答申しました内容について、政府はかなり忠実にこれを守って進めてくれていると感じております。ある時期どうなるのかなど、例えば高台移転はお金がかかりすぎるということを心配して当局は少し引き始めたのではないかという疑念を持ったこともありました。が、最終的には別途交付金などによって100%の国による事業ということまで政府としては対応しようとしているということをお大変評価したいと思います。また、野田総理のお言葉を承りますと、我々の基本原則やあるいは答申の線に沿った発言を続けていただいていると理解しております。

復旧の実情を被災地に見れば、非常に多様化しております。ばらつきがありますけれども、例えば我々が幾つかの類型でまちづくりの高台移転とか、同じところに踏みとどまって多重防御によって減災をやっていくとか、そういうふうな幾つかの型を示しましたが、それぞれの自治体がそれを参照しながら、うちではどうするかということを考えているということ、過日、現地視察の際に知り、我々の案というものが生かされているなど感じました。

そういう意味で、我々の答申そのものはかなり有効なものとして活用されている。もとより、我々の出したものというのは、考え方とか全般の姿とか、各論については方向性というのとどまりますから、それを具体的措置に落とししていくというのに一定の時間がかかるということは十分理解しております。けれども、やはりそうした困難を超えて、何とぞ早い進展をとということをお願いしたいと思っております。

私自身はそういうふうな思っておりますが果たしてどうなのかということ、本日これから御討議いただきたい。まず政府の方からその後の進捗について御説明をいただき、ま

た現地の3県の知事の方から実情を御説明いただきたい。それを受けて委員の方から今日は2時間と限られておりますので、限られた時間ですがそれぞれの委員から御発言いただき、平野大臣との間にやりとりをして、本日の会議としたいと思っている次第です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、梅原特別顧問、安藤議長代理、清家委員、森部会長代理が欠席であります。なお、村井委員の代理として、三浦宮城県副知事が御出席でございます。佐藤委員の代理として内堀福島県副知事が御出席でございます。

また、本日は政府側から野田内閣総理大臣、平野復興担当大臣ほか、政府関係者に御出席いただいております。なお、野田総理は公務多端のため、途中で御退席ということでございます。官房長官は後ほど遅れて御出席になると承っております。

それでは、まず総理の方からごあいさつをお願いできますでしょうか。

○総理大臣 改めまして、70日前に内閣総理大臣を拝命いたしました野田佳彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長始め復興構想会議の委員の皆様におかれましては、大変精力的に御議論を積み重ねていただきまして、後世に残る御提言を6月におまとめをいただきました。まずは心から感謝を申し上げたいと思います。

その後提言を踏まえまして、7月に政府としては復興の基本方針をまとめさせていただきました。その中身は、減災の考え方なども含めまして、復興構想会議の御提言を最大限取り入れた内容になっていると思っています。そして、この基本方針に基づきまして、今般、第3次補正予算と、それに関連する法案を国会に提出をいたしました。第3次補正予算は、お陰様で今日、衆議院を通過いたしました。関連法案、復興特区、あるいは使い勝手のいい交付金等々、御提言の趣旨を具体化していくという内容でございます。一日も早く予算と関連法案を整理させて、議長からも御指摘がございましたとおり、復興の槌音が早く聞こえるように、加速できるように、政府挙げて全力で取り組んでいきたいと考えております。

私の内閣の最大かつ最優先の課題が、東日本大震災からの復興でございます。予算の裏付けを持って事業が行われます。懸命にこれからも政府を挙げて震災からの復興に取り組んでまいりますが、引き続いて復興構想会議の委員の皆様におかれましては、御協力と御支援を改めてお願いを申し上げて、一言御礼を込めたごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 ありがとうございます。

(報道関係者退室)

○議長 それでは、議事に入らせていただきます。まず政府の方から、先ほど申しましたが、復旧の現状と復興への取組みについて御説明をいただきたいと思います。引き続き岩手、宮城、福島県の3県から、被災地域、現地における復興の取組み状況について御説明をいただきたいと思います。その後、各委員の方からおよそ3分ぐらいの見当で、これまで

思っらっしゃること、また今日受けた説明に対する御意見などを御発言いただければと思います。その後、平野大臣がずっといてくださいますので、皆さんの御意見、御注文をしっかりと聞いていただけるとともに、場合によってはお答えいただくこともあろうかと思っておりますので、大臣との間でやりとりをして、その後、会議をまとめたいと思っております。

2時間という従来から見れば限られた時間でありますので、進捗について御協力のほどをお願いいたします。

○議長 それでは、最初の部であります、現状と復興への取組みということについて、まず平野大臣の方から、ごあいさつを兼ねてお話しいただけますでしょうか。

○復興対策担当大臣 どうも改めまして、復興担当大臣を拝命しております平野達男でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方でまず概略のお話をちょっとさせていただきます、後で担当の方から各論についての御説明をさせていただきたいと思っております。

発災後、政府を挙げまして被災地の応急復旧対策に取り組んでまいりまして、現時点では仮設住宅の建設と避難所の解消、散乱瓦れきの撤去、主なライフラインの復旧などについて、おおむね完了しております。その一方で、まだまだ復旧・復興に向けての取組みが遅いのではないかという御指摘も受けておりまして、そのことについては真摯に受け止めなければならないと考えております。

被災地の復興につきましては、復興構想会議からいただいた御提言を踏まえまして、先ほど総理からも御紹介がございましたけれども、政府の復興対策本部におきまして、7月に復興に当たっての基本的考え方や復興の期間、実施する施策などを盛り込んだ復興基本方針を策定いたしました。そして、その復興基本方針に基づきまして、各省、施策として具体化する作業を進めてまいりました。

具体的には、このたび被災地の本格的な復興に必要な経費を計上した第3次補正予算案を国会に提出いたしまして、本日、衆議院の方で通過いたしました。また、地域の創意工夫を生かした復興を推進するための新たな枠組みとしまして、規制手続等の特例措置、税財政金融上の支援措置をワンストップで講じる復興特区制度、復興に必要な各種施策を展開できる自由度の高い東日本大震災復興交付金を創設すべく、復興特別区域法案を今国会に提出しております。それから後、地方自治体負担につきましては、全額を特別交付制度で見るというこれまでにない新しい制度を今回導入して3次補正予算を編成させていただいているということでございます。

復興自治体の復興の取組みを総力を挙げて支援していくために、府省の枠組みを超えて、被災自治体の要望にワンストップで対応できる復興庁を早期に設置するため、復興庁設置法案を国会に提出いたしております。これらに加えまして、現在、復興基本方針に基づき、当面の公共インフラ等の事業計画や、業務工程表を公表しまして事業を進めているところでございます。事業に必要な各種施策を着実に実行し、被災された多くの方が復興に希望を持てるよう、今後とも地方公共団体や関係府省と密接に連携、協力し、これまで以上のス

ピード感を持って全力で進めてまいらなければならないと考えております。

復興は復興構想会議からの御提言にもありますように、地域が主体となって取り組むことが基本であると考えておりました、国がその取組みを最大限支援していく必要があります。現在、被災市町村においてそれぞれ復興計画の策定を進めているところですが、国としては府省横断的なチームを編成するとともに、職員を頻繁に現地に派遣するなどして、専門的、技術的な支援を行っているところであります。

また、東京電力福島第一原子力発電所における事故の被害を受けている福島県におきましては、国と県による協議を設け、現地において県及び市町村の要望をお聞きし、対応しているということでもあります。復興基本方針の策定に当たっても、被災地の御要望や御意見など十分にお聞きしましたが、今後とも現地対策本部の機能を積極的に活用しながら、地域の声に十分耳を傾けて復旧・復興を進めてまいりたいと考えております。詳細については事務局から説明をいたします。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第3次補正予算案あるいは復興特区交付金に関するもの、復興庁に関するものなど、具体的な対処策について、峰久事務局長の方からお願いいたします。

○事務局長 事務局長の峰久でございます。よろしく申し上げます。

それでは、資料1にしたがいまして、御説明させていただきたいと思っております。「復旧の現状と復興への取組」となっております。

1 ページ目「1 復旧の現状」でございます。発災後、47万人の方がいろんな形で避難されておりましたけれども、避難所にいる方の数でございますが、6月の初めには4万人強の方が避難所におられました。現時点では930人程度となっております。

仮設住宅等ということで、公営住宅、民間住宅への入居がありますけれども、仮設住宅について見ますと、必要戸数はほぼ完成に近づいております。現在完成戸数は5万1,000戸、入居戸数としては4万6,000戸という形で仮設住宅に住まわれております。

2番目の瓦れきの問題でございますけれども、全体で2,300万トンの瓦れきが推定量でございますが、これに対する撤去率は62%となっております。ただ、この瓦れき総量の中には、まだ今後解体を行うものがございまして、これが1,000万トン弱でございます。散乱している瓦れきというのが1,300万トン強でございますが、こういうものに対してはほぼ91%の撤去率となっております。特に居住地近傍では8月末までに全市町村で撤去を完了しております。

主なインフラ等、ライフラインについてはほぼ復旧しております。

2ページ、仮設住宅につきましてプロジェクトチームをつくりまして、居住環境に関するアンケートなどを取りましてその対応を行っております。特に設備面等では、冬を迎えて待たなしの寒さ対策ということで、断熱材の追加補強、窓の二重サッシ化、玄関先の風除室の整備あるいは暖房器具の設置、こういうことに対する対策を急いでいるところで

ございます。ソフト面では、多くの世帯が買い物不便等を指摘されております。交通手段の確保でありますとか、買い物代行、仮設店舗の設置などの取組みを明示しているところがございます。

3 ページ、今後の復興の取組みの問題でございます。このページは先ほどからいろいろありましたのでごく簡単に参りますと、復興本部におきましては6月24日にできまして、7月29日に構想会議の提言をいただいたのを踏まえまして、この基本方針を決定しました。それ以降、いろんな具体化の方策を検討してまいりましたけれども、一番下、10月28日から3次補正予算を提出、復興特区法案、復興庁設置法案を国会に提出している段階でございます。

4 ページ、今後はこういう予算とか制度を使いまして、地方公共団体による復興計画の策定とか実際の事業の推進が何より重要になってまいりますけれども、いろんな被災されて行政能力が落ちている面もございます。そういう意味で、国交省の調査費等を使いまして、右の地図にありますようなところについて被災状況を調べたり、あるいはそういうような被災状況、都市の特性に応じた市街地の復興パターンをいろいろ構想会議でも御提示いただいておりますが、そういうものに対する検討調査を市町村の要望において、この赤いところの43市町村で特に行っているところでございます。

ここでうちの職員が各市町村に出向いてその技術的な支援も行わせていただいております。復興計画自体は現在12の市町村でできておりますけれども、43市町村のうち38市町村が年内に計画を策定する予定でございます。

5 ページにはそれぞれの個別の市町村の進捗具合を書かせていただいておりますが、省略させていただきます。いずれにしても、右の下にあります復興計画の策定とともに、今後個別の事業についての計画策定、事業実施へ移していただくことが重要になっております。

6 ページ、併せまして、各省庁の公共インフラあるいは学校施設等の進捗を図るという意味と、市町村が復興計画を策定したりする場合の判断の材料として重要なものでございますので、こういう海岸、河川、下水道、道路、その他の農業、漁港関係の事業につきまして、工程表をつくっております。

一番下の例を見ていただきますと、海岸の例を書いておりますけれども、海岸につきましては、4～7月まで応急対策として特に産業上、地域生活上重要なところについての50kmについては、応急の復旧対策をやっております。

7～11月と復旧の堤防の高さを県などと相談しながら決めてきております。そういう中で施工準備をやり、本復旧についてはおおむね全区間で5年で完了したいと見込んでおります。特に重要な施設がある区間については、国の直接施工をやっているところが多いわけでございますが、これについては24年度中に完成したいと、こういうふうな事業計画、工程表を示しつつ、進捗と公共団体への参考資料としているところでございます。今後、3次補正予算が成立しますと、この見直しを行いながら、また地域ごとにも作成しながら

参考にしてもらいたいと思っております。

7ページが第3次補正予算案でございます。左の下にございますけれども、第3次補正予算案のフレームとしては、合計が12兆円となっておりますが、東日本大震災復興関係経費はその一番上の1番のところで11兆7,000億となっております。このうち、1次、2次補正で年金臨時財源のために使わせていただいた分がございますので、実質的にはこれが2.5兆ありますので9.2兆円ということでございます。

内訳につきましては、先ほどから出ております使い勝手のいい復興交付金というのが1兆5,000億、これは国費ベースでは事業費では1兆9,000億ぐらいになります。公共事業の追加、全国的な学校の耐震性とかそういうものを含んだ全国防災対策費が5,700億。これは地方交付税で先ほど大臣の方からもございますが、100%国費がこの事業については出るんだということだったのですが、その交付税に回すお金でございます。1兆6,000億ということでございます。こういう形で予算案のフレームができています。

なお、これは全体でございますので、資料1別冊①でもう少し細かいものを見ていただければと思います。財源につきましては、あらかじめ償還の道筋を含めた復興債の発行等により発行することとしております。

8ページ、これはそれぞれの施策でございます。この構想会議でいただきました提言を踏まえました関連施策でございます。これにつきましても、先ほどの資料1別冊①の8ページから一応参考資料は付けさせていただいておりますが、「新しい地域のかたち」というところでいろいろ御提言いただいたものにつきましては、例えば高台移転に使用します防災集団移転事業の制度改正。これは戸当たりの限度額を撤廃するとか、規模要件を緩和すると。何よりも補助率のいかない地方公共団体負担分について交付税では減額するという全体の資金の問題についても手当しております。

土地区画整理事業の中で必要な土地のかさ上げもできるとか、地滑り地帯、液状化で問題になっているところについての事業制度をつくるという形でございます。この辺につきまして御提言いただいたところを予算案に盛り込んでいます。

あと制度的にも土地利用の再編の手続を新たに定めたり、全国的な多重防御による考え方で津波防災地域づくりの法案を提出するとしております。

2番の「くらしとひとの再生」も御指摘いただいたことにつきましてそれぞれの予算の措置、制度改善を行っています。最初のところは地域包括ケアの問題、次は学校施設の復旧と就学困難な家庭への就学支援、雇用対策、農業につきましての復旧と大区画化による効率化、漁業・養殖業と水産加工流通業の一体的な復興、中小企業につきまして共同化作業で行う場合には補助するとか、資金繰り支援、立地補助金による産業空洞化対策というものを手当しております。再生可能エネルギーの研究開発でありますとか関連施設の整備に対する助成ということで、それぞれいただいたことについての予算化をさせていただいております。

原子力災害からの復興につきましては、福島再生につきまして基金をつくりまして、

国際的な医療センター、開発拠点というのを整備とか企業立地の支援をすることにしております。

「開かれた復興」という部分につきましては、今回の地震・津波の被害実態調査を行い、今後の減災対策への反映あるいは教訓の記録を残していく。こういう形にしております。詳細については別紙を見ていただければと思っております。

9 ページ、復興特区法案の概要の説明でございます。これは地域の創意工夫を生かした復興計画をつくっていただき、それにしがいまして規制緩和でありますとか、手続上の特例をする、あるいは税・財政・金融上の措置を一体的に行っていくというもの。公共団体との関係ではそれをワンストップで支援をする仕組みということでございます。

具体的には右の下の方でございますが、土地利用再編をしたいとか、住まいを確保したい、雇用を確保したいとか、再生可能エネルギーの導入促進を図る、医療関係産業の集積拠点の形成を図る、いろんな公共団体や独自の創意工夫で計画をつくられると思っておりますけれども、それにつきましては左の特例措置のところでございます。まず規制・手続の特例という形で、例えば公営住宅の収入基準を外すでありますとか、1人でも入れるようにするという形での法律上の基準を勘案するという。農林水産加工・販売施設、あるいはバイオマスエネルギー施設等について、開発許可をできるようにするという。こと。

地元だけではなかなか再建が困難な地域については、地元の漁師の方が入っているという前提で、それを含む法人については漁業権の免許の特例をしていこうというような、いわゆる漁業特区の関係でございます。等々法律上の規制緩和をすることとしております。

なお、これは今後それぞれの地域で計画がなされていくに従いまして、新たな必要性も出てくると思っておりますので、それにつきましては国と地方の協議会をつくることにしておりますので、その場を通じて協議しながら、新たな特例措置を追加していくこととしております。

2 番目の土地利用再編について、別の紙で御説明させていただきます。こういうことにつきまして税制上の措置、財政金融上の措置を講ずることとしております。これは次からのページで御説明させていただきます。

10 ページ、これは土地利用再編の特例でございます。一番下を見ていただきますと、今回の津波では住宅と農地が混在しているところが壊滅的な被害を受けております。それを右の図のような形で農地、住宅地という形でだんだんと高い所に移していくという計画を実行したいというときに、その上に新しいタイプの事業制度の創設でございますが、住宅地と農地を一体的に土地区画整備だと交換分合する制度がございませんでしたが、こういうものをつくっております。それと同時に、上にいきますと、開発許可は今まで市街地調整区域でできなかったものがこういう計画に基づくものについては開発許可あるいは農地転用ができるようにする。ワンストップで対応するという形でございます。

11 ページに税制上の措置を書いております。特に雇用創出を図るという観点から、この地域において雇用創出に寄与するような事業につきましては、特別償却で機械装置の即時

償却をやるとか、法人税について現在も既に雇用している被災者に対して、新たな方でも結構でございますが、給与等の支給額の10%を税額控除する。新規立地していただいた企業につきましては、利益が出て5年間は再投資に回す場合には損金参入できて5年間無税になる等々の税制上の特例をすることとしております。

12ページが復興交付金でございますけれども、これは先ほどからございましたようにいろんな市町村が行います道路とか防災集団移転事業、学校の事業等々について、これは一括して必要なものを計画していただければ、それについて一括して交付しようというものでございます。

併せて右の下に書いておりますけれども、ソフトな事業についても、グリーンのところにあります効果促進事業と呼んでおりますけれども、こういう事業についてソフトなお金が使途の緩やかな資金という形で手当することとしております。

13ページ、これは先ほど申し上げましたように、それぞれの補助率があるわけで、今までもあったわけでございますけれども、それ以上のものにつきまして、国が半分、地方が地方交付税で半分措置して、基本的には全額国費で手当てするということにしております。

14ページは各省の40事業の列挙でございますので、省略させていただきます。

15ページが復興庁設置法案の概要でございます。これは復興基本法の24条の規定に基づいて、復興に関する国の施策を主体的かつ一体的に推進する形で復興庁を設置することとしております。この事務でございますけれども、1番目は総合調整事務という形で、いろんな企画立案、各省の復興施策の総合調整・勧告、予算の調整ということをするとしております。

実際の個別の実施事務でございますけれども、これにつきましては先ほどの復興計画の策定の助言でありますとか、復興特区の認定、復興交付金の配分等々を行うこととしております。この復興特区の認定と復興交付金の配分を行うことによりまして、実際上の市町村が行います制度的な面とか、事業費の予算の面については復興庁が担当するということにしております。

2の組織と機能でございますけれども、内閣総理大臣を長とし、事務を統括する復興大臣を置くということにしております。復興局を岩手、宮城、福島県に置きまして、現地でワンストップで対応したいと思っております。

閣僚級会議の復興推進会議を設置すること。有識者会議として復興推進委員会を設置すること。この復興構想会議につきましては、復興施策を推進していく段階に入ったことを踏まえまして、役割、名称を変更するものでございます。

設置の期限につきましては10年間。この復興庁の設置につきましては設立の準備期間を経まして4か月以内でできるだけ早い時期に設置したいということで考えております。

以上が3次補正予算案等についての御説明でございます。

○議長 ありがとうございます。大変盛りだくさんな内容を短時間で説明していただいて、私どもの方、咀嚼するのに大変慌ただしい思いもいたしましたが、我々が答申したも

のを随分とそれぞれに忠実に予算化しているのだなと感じました。

御説明いただくのは以上でよろしいですか。それでは、国の方としてはこのように国の制度、予算措置等を進めているということでありますが、現場がどうなのかということがやはり極めて重要であります。そういう意味で3県の方から、それぞれ恐縮ですが8分程度で御説明いただけないか。大変分厚い資料をいただいておりますが、逆に言えば資料はありますので、ポイントを8分程度でそれぞれ御説明いただければと思う次第です。

まず岩手県の達増知事の方からよろしくお願いします。

○達増委員 岩手県でございます。資料に沿って説明いたします。

冒頭、発災以来、被災者支援から復旧・復興へと政府の取組み、改めて御礼を申し上げます。また、先ほど野田総理より、東日本大震災復興が野田内閣の最大かつ最優先の課題であるということをおっしゃっていただいて、大変心強く感じております。

さて、岩手県の被害状況については、資料の3～4ページに記載しております。

5ページを御覧ください。8月11日、岩手県東日本大震災津波復興計画を策定いたしました。内容は随時、復興構想会議の方にもお知らせしたところであります。この復興計画の着実な推進を図るため県民意識調査の実施、また、客観指標によって復旧・復興状況の推移を表す復興インデックスの作成・公表、復興計画の施策体系に基づく進捗状況の把握・公表、政策評価と連携した進捗管理などによって、復興管理、復興の進行管理を行っていくこととしております。

そして、市町村の復興計画等の策定状況は、10ページに記載しております。岩手県内33市町村のうち、復興計画の策定を予定している市町村は沿岸の12市町村となっておりますが、11月7日には野田村の復興計画も策定されておりますので、8市町村が復興計画を策定済みとなっております。あと4市町村について、今年中に策定する予定となっております。

11ページ、ここから岩手県内の復興に向けた取組み状況を「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生という3区分に基づいてその一端を御紹介します。

まず『安全』の確保の1つ目として、多重防災型まちづくりの推進についてです。10月20日まで地域海岸ごとの堤防の高さを設定して公表いたしました。今後、海岸保全施設の整備に併せて、津波防災を考慮した土地利用等のまちづくり、避難路の整備や防災教育等のソフト対策、こういったことを適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進めていきますが、これらを進めるに当たって、土地利用調整の簡素化や規制等の手続の迅速化、用地取得手続の円滑化が求められるところであります。

15ページ、産業廃棄物の処理についてです。平成26年3月末までに処理を完了させるという目標でございまして、他の都道府県の協力も得ながら広域処理を進めていく必要があります。宮古市の瓦れきを東京都の方で受け入れてくださったことが報道されていますけれども、そういった広域処理を進めていく必要があります。

放射性物質に対する受け入れについては、住民の不安ということで多くの自治体が慎重姿勢となっているわけでありましてけれども、やはり国レベルで広域的な調整、また、支援

の一層の強化ということが必要と感じております。

17 ページから『暮らし』の再建」関係の取組みであります。岩手では4万3,000人を超える方々が避難所から応急仮設住宅等に移ったところであります。7月に応急仮設住宅入居者を対象としたアンケート調査を実施しました。その結果が19ページに示してありますけれども、持ち家を再建したい、またはもうそれは無理だ、公営住宅を建ててほしい、そういった数字が出ておりました。災害公営住宅については、約4,000～5,000戸を建設する必要があると見込んでおりました。新たな宅地の造成、提供等を進めていく必要があります。国等の関係機関による支援体制の整備や生活再建支援金の拡充も含め、被災した住宅の改修や再検討に対する手厚い支援が求められるところであります。

23 ページから『なりわい』の再生」の関係の取組を記載しております。水産業は、111漁港のうち108漁港が被災し甚大な被害を受けましたが、今、すべての漁港で泊地・航路の漁船利用が可能になるなど、操業再開に向けた着実な動きが進んでおります。例えば秋サケ漁は10月末の漁獲量が前年同期の64%まで回復しています。サケは64%まで獲れている。サンマは10月末の漁獲量で前年同期の67%まで回復。岩手の沿岸、岩手の漁業のドル箱でありまして、そのくらい獲れるところまでは行っているのですが、ただ、本当は獲ったものをどんどん加工していく体制が充実すると、さらに勢いがつくのであります。水産加工施設については、施設設備の復旧整備はまだ緒に就いたばかりでございます。水産業の両輪である漁業と流通加工業の一体的な再建が必要でありまして、それはこれからということでもあります。

漁船や共同利用施設等の基盤整備については、複数年度にわたって段階的、計画的に進める必要があります。今回、大型補正予算を決めていただくところなわけですが、支援の継続、来年度予算以降の継続ということが必要と考えております。

24 ページ、商工業関係、被災企業の再建に向けた取組みとして、例の二重債務問題については、ファンドで買い取る岩手県産業復興相談センターが10月7日に設立され、岩手県産業復興機構の設立に向けた準備が進められております。債権の買取を行うのは、この岩手県産業復興機構となりまして、近日設立ということになっております。

被災地の商工会議所、商工会の調査によりますと、沿岸市町村の商工業者約1万3,000のうち7,000が被災したと推計され、その7,000の被災商工業者のうち、約4,000事業者が事業を再開しているという状況であります。これはもっとどんどん再建してもらわなければなりませんので、融資制度、修繕費補助、グループ補助による支援、中小企業基盤整備機構による仮設店舗といったことを進め、また、先ほど述べた岩手県産業復興相談センターによる支援もやっておりますけれども、このグループ補助は本当にニーズが高く、申し込みが殺到しているところでありますので、これもやはり来年度以降の事業継続を求めたいと思います。

25 ページの最後に枠で困っている部分。「取組を進めるうえでの共通的な課題」と題しまして、専門的知識を有する方々の協力をお願いしたいということでもあります。専門家や

技術者の不足が復興全体の最大のボトルネックになるのではないかと感じております。

今も国や全国の都道府県、市町村などから多くの職員の派遣をいただいているのですが、今後とも関係機関による継続した人的支援また更なる強化。これは土木、建設関係の人材から始まって、心のケア、福祉関係の人材、また教育関係、埋蔵文化財をチェックをするような専門家でありますとか、幅広くとにかく足りないという状況でありますので、そこでの御協力をお願いいたしまして説明を終わります。ありがとうございます。

○五百旗頭議長 ありがとうございます。10分でまとめていただきました。大変急がせたかと思いますが、全貌をかなり理解することができたと思います。ありがとうございます。

それでは、宮城県の方から三浦副知事、よろしく願いいたします。

○村井委員（代理 三浦副知事） 宮城県でございます。よろしく願いいたします。この資料を基に説明させていただきます。

まず表紙をごらんください。左側は日本一の近海生マグロの水揚げを誇る塩竈魚市場のマグロの水揚げ風景。中ほどは県南部で亙理町というところ。荒浜地区、壊滅的な被害を受けた亙理町で子どもたちが太鼓を演奏する復興祭の姿です。右側は東松島市で地域支え合い体制づくり事業を活用して運営しておりますサポートセンターにおける仮設住宅訪問の取組みであります。このように宮城県では、お一人お一人が宮城の再生と発展に向けた一歩を踏み出しつつあります。改めまして、政府を始め委員の皆様からいただきました御支援、心から感謝を申し上げます。

1ページ、被害の状況でございます。これはごらんいただければわかりますので説明は省略いたしますが、(3)避難状況という中に、避難者数、今201人とありますが、今日現在40名強に減っております。もう少しでございます。

(4)に浸水面積というのがございます。実は宮城県は地盤沈下も含めまして大変多い浸水面積を抱えております。例えば仙台市若林区というところでは、区域の54%が浸水の被害を受けている。その南、岩沼市というところでは、地域の49%に津波が襲来したというような状況で、大変つらい思いをしているというのが現実でございまして、その地盤沈下対策も含めて、この浸水対策に対する対応というのがこれから大きな課題になってくるものと考えております。

被害額については記載のとおりでありますので省略をさせていただきます。

4ページ、5ページ、宮城県の震災復興計画でございます。復興計画は、期間10年でございます。25年までの3年間の復旧期、再生期、発展期ということで、宮城の復興に結び付けたいと考えております。その復興のポイントは5ページの下の方に10点ほど掲げさせていただいております。この後、ある程度具体的なお話を交えながら、後ほど御説明申し上げたいと思っております。

6ページ、市町の復興計画の策定状況でございます。県内では沿岸15の市町、内陸部の4つの市で計画を策定する予定となっております。現在7つの市町で策定が終わってお

ります。ここの表にもございますように、ほとんどが年内に策定予定、1つの町だけは来年の3月、年度内に策定を行いたいということでございます。

国のお力を借りながら、県も一緒になって、市町の復興計画策定を懸命に進めているところでございます。なお、市町の計画策定におきましては、復興への提言で示されました減災という視点を取り入れながら、住宅の高台移転でありますとか、多重防御などのハードの対策と避難路確保などのソフト対策を組み合わせたいと考えております。

7ページからは、被災地域における復興への取組み状況について記しております。

「(1) 災害廃棄物」でございます。想定発生量が約1,800万トンでございます。宮城県では、仙台市を含むと5つのエリアに分けて廃棄物処理を行いたいと考えておまして、最も多い石巻については既に契約締結し、事業が進んでおります。

仙台市も勿論進んでおりますし、南の亘理名取ブロックというのも発注が済んでおります。宮城東部ブロックについては、今、プロポーザルで募集をしているところで、応札がございましたので、近々決定をする予定でございます。残るは気仙沼1つでございますが、平野部が少ないところでございますので、2次処理を行う場所の選定に手間取っているのが現実でございますが、もうすぐ折り合いがつくと考えております。

応急仮設住宅が8ページでございます。仮設住宅は11月3日までにすべての仮設住宅が完成いたしました。また、記載のとおり、民間賃貸住宅に入居されている方もたくさんいらっしゃいます。寒さ対策についてでございますが、外壁への断熱材等の追加などの工事に今取り組んでおります。各市町やNPOなどとも連携しながら、暖房器具の設置について取組みつつあるところでございます。ここでお話するのは、復興公営住宅でございます。仮設もいつまでもお入りいただくわけにもいきませんので、復興公営住宅の整備を早めに進めたいということで、場所の選定などを今、市町とともにやっている最中でございまして、現時点での計画戸数は約1万2,000戸と想定しております。

9ページ、公共土木施設の復旧・復興であります。被災した道路、港湾、空港などの早期復旧に取り組んでおります。右上に写真がございしますが、震災の影響で落橋しておりました新北上大橋というのが10月に復旧いたしました。橋は全部で12の橋が落橋しておりますが、すべてで通行可能となっております。実は、今、懸命に内陸の方から災害査定が終わりまして、復旧が進められておりますが、ここに来て新たな課題が出ております。

と申しますのは、応札者ゼロというケースが非常に増えているということでございます。あるいは不落です。特に単純な事業、例えば道路の舗装、補修とか、ロットの小さい事業にそういった傾向が顕著に見られております。したがって、私どもも従来のシステムと運用を少し変えなければならないのではないだろうか。例えばロットをもう少し大きくするとか、地域限定型の入札の仕組みをもっと広域的に広げるとか、現場技術者の配置の基準を若干変えるとか、そういった試みを今検討している最中でございまして、これから復旧が本格化することを考えますと、この辺のシステム体制というのは急務ではないかなと考えております。なお、国の方とも相談しながら早急に対応していきたいと考えており

ます。

10 ページ、農林水産でございます。ここでございますように、農林水産業の早期再開に向けた必要な整備を進めております。右下に民間主体の取組みを書いておりますが、関連施設が壊滅的な被害を受けましたが、石巻・女川町では関連施設を復旧させまして、現時点では名取市閉上でも競りが始まりました。お陰様で少しずつ着実に復旧が進んでおります。

11 ページ、商工観光・雇用等でございます。被災した企業の早期事業再開支援、失われた雇用の回復に取り組んでいるところでございます。先ほど達増知事からもお話がございました。私ども中小企業グループの災害復旧助成というのは大変有効に働いております。

宮城でもこれまで1,200億を超える予算を措置し復旧を進めているところでございますが、来年度以降の継続も是非ともお願い申し上げたい。宮城ではこれから漏れる中小企業、商店街、各個人商店も含めて、復興基金を活用し、単独できめ細かな復旧再建を支援していきたいと考えているところでございます。

12 ページは仮設住宅に入居している方々への支援でございます。保健師などによる見守りや心のケアなどに取り組んでおります。青色は市町村主体の取組みでございます。右上の囲みで、気仙沼ではボランティア団体の協力を得て、仮設住宅のコミュニティづくりのために夕食懇談会などを継続的に開催されているという事案でございます。ごらんいただきたいと思えます。

13 ページ、復興特区でございます。復興特区についての取組み。知事が5月の復興構想会議で8つの復興特区の創設を提案させていただきました。会議の委員の皆様様の御尽力によりまして、復興特区の創設が復興への提言、国の基本方針に盛り込まれ、また法案が国会に上程されております。現在、県と市町村は、特区制度活用連絡協議会というものを設置しておりまして、緊密な連携を図り、特区活用のための準備を鋭意進めているところでございます。宮城県は、今後積極的にこの特区制度を活用して、活力ある県の復興に取り組んでいきたいと考えております。

特に3番目、水産業復興特区については、本県の水産業が活力を取り戻すため、民間の力を取り入れる環境づくりとして求めていたものであり、関係する皆様から実現に向けたお力添えを賜りましたことに対し、改めて感謝申し上げますとともに、我々、このカードをしっかりと使いながら水産業復興を果たしていきたいと思っております。

14 ページ、今後の課題でございます。3つほど挙げさせていただきました。1つ目は生活支援。これは当たり前のことです。御承知のように、仮設住宅に入り、被災者の方々のニーズも極めて多彩、多様化しております。そういった方々にきめ細かな対応をするためには、我々ソフト面でさまざまな対策、対応を心掛けなければならないということもございます。市町村、国、NPO ボランティアの方々の協力もいただきながら、しっかりとした支援を行っていきたいと考えております。

2番目は福島原発事故の放射能対策でございます。ここでございますように、関係団体、

市町などとの情報共有を図り、対策を検討し、きめ細かな対応をしていきたいと考えております。

3つ目は、民間投資促進による雇用創出でございます。雇用の場の確保は急務でございます。特区制度を活用し、また民間投資を積極的に呼び込み、税・財政上の優遇措置もしっかり活用しながら、働く場をつくっていききたい。幸いにそういった動きも多数見られますので、こういった仕組みを活用して進めたいと思っております。

終わりになりますが、15ページ以下でございます。復旧・復興には財源、権限が必要となります。これは政府が今国会に提出しております3次補正、震災関連法案などで準備していただいております。大変ありがたく思っております。宮城県としては、是非これらを早期に成立させていただき、被災地に向けた復興を一気に進めたいと考えております。今後とも国・県・市町村、県民と力を合わせて復興に取り組んでまいります。どうか皆様方の引き続き御支援、御協力をお願い申し上げまして説明に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、引き続き福島県の方から内堀副知事、よろしく願いいたします。

○佐藤委員（代理 内堀副知事） まず、冒頭に、この復興構想会議の委員の皆さん、そして復興本部を始めとする政府の皆さんに、大変御尽力をいただいていることに改めて御礼申し上げたいと思います。

昨日の佐藤知事の仕事を御紹介したいと思います。昨日の午前中、知事は丸々、富岡町という原発から非常に近いエリアで白い防護服に身を包み、全面マスク姿で半日過ごしておりました。それは今なお行方がわかっておらない行方不明者の方々の搜索、警察あるいは海上保安庁の皆さんを激励するために現地に出向きました。福島はまだ3.11のまま時が止まったエリアが非常に多いということをも冒頭申し上げておきたいと思っております。

それでは、時間の関係もありますのでコンパクトにお話をします。2ページ、原発事故に伴う避難指示等の状況ですが、9月30日に緊急時避難準備区域の指定が解除されましたが、警戒区域等についてはまだ指定解除の見通しが立っていないのが実情でございます。

3ページ、今、福島県内で自宅を離れて避難生活を送っている方々は15万人ほどおられまして、そのうち約6万人程度の方々は放射能に対する不安もありまして、県外に避難されているというのが実情でございます。

4ページをお願いいたします。とりわけ深刻なのが子どもでございます。子どもの流出に今歯止めがかかっておりません。既に1万2,000人ほどの子どもが県外に転校しまして、今なお子どもが減少し続けております。未来を担う世代の減少は本県の存亡に関わる問題でもございますし、やはり将来にわたって子どもの健康を守り、子どもを持つ親が福島県内で安心して子育てできる環境をつくる必要不可欠だと考えております。

5ページには、8月に策定をしました復興ビジョンの3つの基本理念を掲げてございます。

6 ページには、同じく復興ビジョンの7つの主要施策を掲げてございますが、こういったものの肉付けをした復興計画を年内に策定する方向で現在検討を進めているところでございます。

7 ページ、避難所で生活している県民は300名程度に減少しておりますが、ほとんどの方々が今下の表にあります仮設住宅あるいは借り上げ住宅での避難生活を送っておられます。

8 ページに被災者支援対策の前半を掲げてございますが、「がんばろう福島！」絆”づくり応援事業」という雇用事業を進めるとともに、高齢者等のサポート拠点の整備、子どもの心のケア、仮設住宅の居住者等を対象にした保育支援を進めております。

9 ページ、併せて被災企業等への支援、農林水産業への支援をそれぞれ行っておるところでございます。

10 ページ、放射線対策として、今、各種相談窓口の設置、あるいはアドバイザーによる講演会の開催などの対応を行っておりますが、住民の不安というものはまだまだ払拭される状況にはございません。

11 ページ、現在、空間線量あるいは農林水産物等の徹底したモニタリング、工業製品等の残留放射線量の測定等を行っておりますが、この空間線量につきましては、次の12ページ、このような形でホームページ等で公開を行っているところでございます。

13 ページ、全県民を対象としました県民健康基本調査など、県民の健康を長期的に見守る取組みを実施する。これを行いますとともに、市町村が行っております除染活動への支援など、放射線量をとにかく低くするという対策に力を注いでいるところでございます。

14 ページ、風評被害対策です。観光客が激減をしている、あるいは農林水産物、工業製品の買い控えなど、本当にさまざまな分野で風評による被害を受けております。全国各地でのPR活動などを行っておりますが、非常に厳しい状況でございます。

15 ページ、原子力災害からの福島復興再生協議会であります。これは平野大臣のお力添えもありまして、この復興構想会議の提言に盛り込んでいただいた協議の場が現実の形になったものでございます。

8月27日に第1回の協議会が行われまして、それ以降、幹事会、協議会とそれぞれ進めているところでございます。

主な議題はここにあります6点でございますが、特に①地域再生に関する特別法の議論を精力的に行っておりまして、次期通常国会への法案提出を目指しているところでございます。

16 ページ、市町村における復興計画等の策定状況を記載してございます。ごらんになってわかっていただけますとおり、やはり岩手県さん、宮城県さんと異なりまして、本県の復興計画の策定が非常に遅れている、タイムラグがあるということがおわかりになるかと思えます。

17 ページ、復興に向けての課題を7点ほど御紹介いたします。

まず1点目、本県が復興する大前提は、原発事故の収束でございます。とにかく一刻も早い収束を祈っているのが県民の率直な思いでございます。

2点目はインフラ復旧です。特に津波等によりまして、甚大なる被害を受けました浜通り、海側のエリア、この復興のためにJR常磐線あるいは常磐道を始めとしたインフラ整備が必要不可欠でございます。

3点目は県土の環境回復です。除染による環境回復がまさに最重要課題でございます。瓦れきの処理、仮置き場・中間貯蔵施設の設置など、まだまだ整備されていない面がございまして、モデル事業も含め、本格的な除染には入っておりません。是非ともこういった除染を一刻も早く形にさせていただきたいと考えております。

4点目が風評被害対策でございます。是非国の方で放射性物質に関する正しい知識の啓発あるいは安全基準の設定など、こういった風評被害対策の払拭に向けた取り組みをお願いいたしたいと思っております。

18 ページ、5点目、避難区域のふるさと帰還です。9月末に緊急時避難準備区域が解除されましたが、住民の帰還は進んでおりません。除染、インフラの復旧に合わせ、教育、医療、福祉など、戻っても生活できる環境が整っていないというのが現実でございます。こういった対応が今後の課題になります。

6点目、原子力の損害賠償でございます。紛争審査会の中間指針が本県の被害を十分にはまだ反映しておりません。国・東電に対しまして今思いを訴えているところでございますが、適切な賠償がなされるよう、今後とも取り組んでまいります。

7点目は産業再生と雇用創出でございます。原子力災害により、残念ながら企業の撤退、移転が相次いでおります。そして、人口が33年ぶりに200万人を割っております。既存企業の再生、新たな産業創出によって雇用の場を確保し、人口減少を食い止める対策が必要不可欠でございます。今後、再生可能エネルギーに関する研究拠点、関連産業の集積、医療福祉機器産業や創薬産業の集積、あるいは国際的な研究機関、政府機関の誘致など、是非進めていきたいと思っておりますので、お力添えをお願いいたしたいと思っております。

以上、本県の取り組み状況ですが、今ごらんになってわかりますとおり、本県はまだスタートラインに着くか着かないかというのが実情でございます。今、全国的に皆さん感じておられると思いますが、8か月が経って、この原子力災害に対する関心が非常に薄れてきて過去のものになりつつあると、私どもは心配をしております。ところが、県民自身は15万人がまだ避難生活を送っているという状態ですので、深刻化しているこの認識ギャップというものが今後の復興に影を落とすことがないように、復興構想会議、そして政府の今後ともさらなる御尽力をお願いして、私からの説明といたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

我々は復興構想会議で議論する中でも、福島がとりわけ大変であるということを認識して、特別に手厚い支えというものを答申の中でも書き込もうとしてきたわけですが、そう

いう状況を背負って、福島県においては今後も苦闘される。それを我々ともども支えていきたいと思えます。是非頑張ってくださいと思えます。

岩手、宮城については、復旧から復興に向かっての足取りがかなり進んでいるというふうに伺いましたけれども、例えば復興計画の策定状況、進んでいる町も多いが、年内にはとりまとめるというところが少ないようです。現地を視察したときにも気になったのは、計画ができたとしても、合意を伴って、どれくらい進むのか、それが重要ではないかと思いましたが、その辺りについてはどういうふうに見ていらっしゃいますか。

○達増委員 計画も市町村によって粗密はあるのですが、規模が小さいところは既に計画の策定も終えて、具体的な移転先ですね、津波浸水地域から住宅地を内陸の高い方へ移転させるという土地も特定し、議会を招集して用地取得の関係の条例とか予算とかを議会にかけるといふところまで進んでいるようなところもあります。ゆっくりやっているところは住民集会を開きながら、住民集会をすればいろいろな意見は出てくるのですけれども、そこは住民集会を重ねつつ、丁寧に、しかし急いでという感覚はそれなりのバランスをもって大変なところもやっているなと思っておりまして、また、そこに国の専門家が随時相談に乗って、やはりこうした方がいいのではないかというような、時の氏神みたいな感じで専門的観点からは防潮堤の高さはこのくらいがいいんだとかいうので方向が収れんをしたりとかいうこともありますので、そういったのを組み合わせれば、何とかかなるかなという感じはしています。

○議長 そうですか。宮城県の方はいかがですか。

○村井委員（代理 三浦副知事） 先ほど申し上げましたように、震災復興計画は7つでできまして、多くのところで相当進んでおります。共通して言えますのは、やはりお住まいになるところは基本的に津波に遭わないところが前提でございますので、多くは高台移転。それから、そうでないところでも一定の多重防御のラインを引いたところにお住まいをいただくことを前提にしております。

ただ、これまでは、それをまちづくり計画の中にどう生かすかということを中心に計画づくりを行ってまいりましたが、これまで割と見えなかった財源。高台移転についても個人負担がどうなるのかとか、そういった財政システムが見えなかった部分がありましたので、市町村としては住民に対する説明がパーフェクトにできなかったという事情がございました。しかしながら、今回の第3次補正を含めて、枠組みがしっかりしましたので、今、急ピッチで市、町においては住民との対話、説明が行われております。勿論、賛否いろいろございますので、毎日のように新聞をにぎわしておりますが、しっかり前に進みつつあるということはお知らせしたいと思っております。

○議長 わかりました。ありがとうございました。

お三方の委員でもある3県の知事、副知事から現地の御説明をいただきましたが、引き続き、各委員3分ずつくらいの感じで今の説明に対する御意見なり、あるいは我々の答申以後、思っていられることについて、コメントをいただければと思えます。

○ この復興構想会議は、前回は6月25日で終わっているのですが、実はその後、7、8、9月に私は専門調査会の座長をやっております、地震と津波、それから防災基本計画の改定という非常に大きな話が動いてきまして、それでやっと先月、平野防災担当大臣に報告書を示し、また、野田総理にその説明をさせていただきました。

引き続き、防災対策推進検討会議という専門調査会が立ち上がっております、これは閣僚が当初から6名入るといって非常に重い専門調査会でありまして、これまで専門調査会の報告書を政府がどう実現するかというのが、なかなか見えてこなかったのですが、閣僚が入っていただける。しかも当初は6名ですが、必要とあらば追加するということも書いてございますので、ここで検討したことはすぐに政策に反映できるような、そういう新しい枠組みができたのではないかと考えています。

来年の春に中間とりまとめ、夏には最終とりまとめということで、そこでは首都直下地震、東海・東南海・南海地震、台風12号等に代表される大規模風水害、災害対策基本法等の法律が今年50年を迎えておりますけれども、今回、広域避難とか今の法律でケアできていないところをやはりきちんとしなければいけないという問題。当然、時間が経ってまいりますと、この東日本大震災の教訓をどう位置づけるか。あるいは政府の対応が本当に適切であったかどうか。こういうことをやることで、非常に大きな課題を更に抱えておるといってございます。

今、首都圏では無感の微小地震が多発しております、もし首都圏で地震が起こるようなことが起こると、逆に東日本大震災は忘れ去られてしまう。これは被害が東日本大震災の5～6倍出ますので、要するにそういう国難を起こしてはいけないというふうなことで、関係者は頑張っているのですが、実は10月末に名古屋で私が会長をしております日本災害情報学会をやりました。過去13年間で最大の参加者を得たわけですが、やはり東日本大震災絡みの研究がたくさん行われていることはわかるわけですが、実はこの秋ぐらいにぼつぼつ手持ちの研究費がなくなってくるという非常に切迫性のあることに臨んでおります。

実は私もこの震災の後、南三陸町へ入ってずっとケアをさせていただいているわけですが、そういう資金が通常経費ではもう賄えなくなってきているという状況で、先ほど達増知事の方から、専門家の支援がこれから要するということでしたけれども、これはもうボランティアではできない話ですので、その辺の財政的な裏づけをやっていただかないと、全国を挙げて支援をしようと言っても、なかなか場所が遠うございますので、そういうことをこれから10年、多分復興にはそれ以上かかると思うのですが、そういう支援を全国的にやるということでの財政的裏づけといいますか、そういったことも是非お願いしたいと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

次に首都直下が起これば、東日本大震災の復興は忘れ去られると。だから、早くこれを

しっかりと制度化して、持続できるようにしてしまわなければいけないという指摘は重要でありますし、専門家の支援も財政的なバックが要る。これは是非大臣の方で御考慮いただければと思います。

○ 今日の説明で着々と復興が進んでいるということは、よくわかりました。私も何度も被災地に行きまして、感じていることというのは、やはり住民がもう自分たちで歩き始めているということだったんです。これは政治が頼りにならないという思いもあると思います。それから、後はもう自分で自分を守るしかないという思いもあるだろうと思います。それでも、いろいろな方たちと話したりしていますと、やはりどこかできつと最後の最後のところで国が支えてくれるという思い、期待を感じるわけです。政府も復興会議もここまで頑張っている被災者たちを絶対に支えないといけないし、彼らをやられ損にはしないと、毎回行くたびに思います。

私が非常に腹が立つのは、口だけで「絆」だとか、「一人ではない」とか、「そばにいる」だとか、「支えている」だとか、まあよく言うよというぐらいろいろなところで言います。だけれども、現実には瓦れきも引き受けないし、護摩も焼かないわけですね。これも一つの風評被害だと思えます。福島でやることになっていた経済学史学会が小樽で行われるとか、そういうことがあるわけです。そうすると、やはり福島は危ないということになってしまう。

石原知事は瓦れきを引き受けるときに、きちんとはかったんだと。それで安全だと言っているんだから、いいではないかということを行いました。これは勿論、住民にしてみれば、当初の政府の発表が信じられない部分がいっぱいありましたから、瓦れきが来ては困るというのもよくわかる。ただ、今こそ私たちは「絆」だ、「一人ではないだ」のと口だけで言っているのではなくて、今回の災害を日本人全体で引き受けることを、国もこの会議もしっかりと考えないといけない。そして、進めていかなければいけないということ、私は被災地に行くたびに思います。

先ほど福島の内堀さんがおっしゃったとおり、震災も地域によってはもう過去になっているんですね。原発事故に関しては、怖いからこちらに来てほしくないなど、平気でテレビのインタビューで一般の人たちが答えるわけです。これは本来、復興会議の役割ではありませんけれども、少しでも被災地の人を元気づけるためには、私たちみんなで背負うからというのを口だけ小綺麗な言葉ではなく、やっていかなければいけないと非常に思います。そして、復興会議の場合、100年先、200年先のグランドデザインを考えるのと同時に、1年先、3年先の希望を持てるポイント、ポイントを示していくことで、随分と被災者は元気になるのではないかという気がしています。

ですから、最初に復興構想会議があったときは、これは何とかしなくてはというので、革新的なことを考えたり、大きな展望を広げたりしたのですけれども、私も今、地に足をつけて、復興のための方法を考えているところです。

○議長 ありがとうございます。

日本人全体で引き受けるというのは、この復興構想会議の7原則の大事な柱でもありませんし、報告書全体のトーンだと思いますけれども、改めてそれを現地を訪ねながら深めていただいているということを感じ深く伺いました。

○ たくさんあり過ぎるので、一つだけに絞ります。新たなコミュニティをいかに再建するか。あるいは、いかに創造するかというテーマが最も重要なものになりつつあるのかなと感じています。

1つは、被災地を歩いていて感じるのは、玄侑さんがいらっしゃるから言うのではないですけれども、宗教的な施設、神社や寺といったものがどれだけ地域やコミュニティにとって、決定的に重要なものであるかということがわかります。例えば津波によって完全に洗い流された家の土台のところになんが置かれているか。花が置かれている。鎮魂のための施設がつけられようとしている。流されてしまった神社の跡地に石で囲んで小さな祭壇が作られている。あるいは津波に流され、更地になった家の敷地の片隅になぜ、ほこらが残されているのか。ほこらがまず再建されているんですね。そういうことは、我々がずっともしかしたら避けてきたのかもしれない宗教というものをきちんと、この被災地から引き受けろというふうに語りかけているような気がするがありました。宗教を含めた文化の復興ということが、実は地域のアイデンティティにとって決定的に重要なのだということを感じて強調したいと思います。

そして、その目で今回の資料を見ていたら、ほとんど文化に対するお金が予算に入っていないんです。何でそんなに文化を邪険にするのだと言いたくなるぐらい、ほとんどありません。震災関係の資料の収集、デジタル化、あるいは被害の実態を調査するということには少しだけ予算が組まれていますけれども、例えばある被災地で自分たちの町からは江戸時代が丸ごと消えてしまったという言葉聞いたときに、とてもはっとしました。つまり単に住宅を高台に移転してつくればコミュニティが再建できるのではなくて、そこに生きてきた人たちの記憶の結晶のようなものが一つでも二つでも再建されていかなければ、地域のコミュニティは再建できないのだということを感じたいと思います。

時間が過ぎているかもしれないですけれども、とりわけ福島県原発被災地の場合には、明らかになってきたのは、かなりの長期にわたって戻ることができない地域が出てくるだろうということが明らかになりつつあります。その問題に関して、例えば飯舘村が帰還がなかなかできない。でも、帰村したいんだという思いを抱えた方たちがたくさんいらっしゃる。そのときに飯舘村の中の比較的線量が低い地域を新たに宅地造成して、高台移転のようなケースと同じだと思いますけれども、そこに役場機能に移し、そこから帰村を一步一步進めていくような拠点を造るといったシナリオが恐らくこれから出てくると思いますが、それをきちんと支援するような枠組みを、高台移転のようなものとは全く違う形で是非つくっていただきたいと思っています。

造成からインフラ整備についても、とても村や町が賄い切れる資金ではありませんので、そこはきちんと支える。そして、線量が低いところから次第にまちづくり、村づくりを一

歩一歩進めていく。そうした希望のあるシナリオを提示しないと、時間の遅れとともに人々の心が離れていく。そして、もう避難をしたところに定着するという声がどんどん出てくる。希望がしぼんでいくのを見ていられないんです。ですから、ここは本当に速度が大切だと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

文化に予算が付いていないという指摘については、後ほど大臣からコメントをいただければ幸いです。

○ 私は3分の持ち時間で幾つか申し上げたいことがあるので、むしろ詰め込めるだけ詰め込みたいと思います。

1つはこの間、6月25日から4か月半経ったわけですが、自分自身で被災地にやってきたことは大きく2つありまして、1つは復興まちづくり会社という、これはこの中でも取り上げられたことですが、これを具体化したいということで政府系の金融機関、日本政策投資銀行の方々と一緒に、どうやったら具体化できるかという案をつくって、今、各地に回って説明をしているところです。

当初の案では、瓦れきの処理、処分とかそういうのを被災地の方自らがやるということで、雇用が臨時的に発生するというのもねらっていたわけですが、今、重要と考えているのは、ある程度復興ができたときに将来地域を支えていく新しい産業の芽をつくっていく必要があるのではないかということで、そういうものをどうやって生み出せるかという、この割と全国の注目が集まり、かつ資金も集まる、そういう時期に将来の芽をいかに育てていくかということのポイントにしています。

2つ目は、日本学術会議の会長になったものですから、早速なった2日後に東日本大震災復興支援委員会を発足させました。その中で3つの分科会を設置しまして、災害に強いまちづくりと産業振興就業支援と放射線汚染対策分科会という3つの分科会をつくって、今、メンバーを集めて本格的な議論を始めて、1周年になる3月まではそれぞれについて、何かのとりまとめをしていきたいと思っています。是非皆さんからいろいろなアドバイス等をいただければ、学術会議としてもより活発に議論ができて、役割を果たせるのではないかと思います。

3つ目は、先ほど達増知事のお話の一番最後に人材というのがありました。私も各地を回っていて、これからある程度メニューがそろった中で、どうやってそのメニューを使いこなしていくのかということがかなり大きなテーマになって、そこは人材というのは大事だと。市町村はだんだんルーチンワークが復活してくると、それで手いっぱいになるだろうと。そうすると復興事業を担う人材は足りないんです。これは前から言われていたことです。

そこで一つ提案ですけれども、一体どういう人がどのくらい足りないのだと。これからの復興過程でどういう時期にどういう人が欲しいのかというのを、場合によっては市町村の方々にアンケート調査のようなものをして、その人材の希望リストをつくって、それを

どうやって提供できるのかという具体的な議論をする必要があるのではないかという気がいたします。もし政府の方でそういうことがやられているということであれば不要ですが、そのところが言われているだけで実情がわからないということであれば、一歩突っ込んでみる必要があるのではないかと。

4つ目ですが、これは気になることです。1つは津波被災地を復興していくときに、2メートルの波だと木造住宅も安全だという議論が出ています。これは現実の災害の中で2メートルがある種の分かれ道で、それ以上の波が来たところは家が流されているところが多い。それ以下では助かっているところが多いという実証的なデータがあるわけです。それがひとり歩きをしているところがあって、そういう議論が出ている場所がある。これは非常に危険なことであって、先ほどから知事の話では、住宅については安全なところ、水がつかないところとおっしゃっていただいたのでそのとおりだと思いますが、この辺については住宅を安全に建てられる場所について、一定のガイドラインといいますか、きちんとしたまとめをしていく必要があるのではないかと。学術会議もそういうことをやりたいと思っています。

もう一点だけ付け加えさせていただくと、防潮堤について、これはレベル1の津波に対して防潮堤で守るということになっていて、そのレベル1をどうやって決めるかという議論の上でシミュレーションが行われているわけです。ところが、それがかなり高い十数メートル必要だということがあって、そのレベル2である今回の津波、ちょっと足すと届くという場所もあるわけですね。そうすると、そこまで高いのをレベル1でつくるのだったら、レベル2までにつくって、完全に安全にしたいという議論が出てきて、そうすると減災ではなくて防災の思想に変わってしまうんです。完全に災害を防げるという、その裏側も安全になるという議論が生まれかねないので、そのところはどんな防潮堤をつくっても、それを超える津波が来るおそれがあるのだと。だから、まちづくりと逃げるといって、これをちゃんと組み合わせ、常に考えていくことが大事だということ、この考え方は徹底する必要があると思っています。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

2メートルの波までなら安全かという問題や、防潮堤の高さの問題。皆さんの発言の後、河田教授にコメントをしていただいて、その後、平野大臣からいろいろなことに答えていただきたいと思います。一応全部言ったところで、またほかにも出てくるかもしれませんから。

○ いろいろなことが進んでいるわけですがけれども、一方で最初に集まったときに私が発言したことをもう一回ここで言わなければならないという辛い状況があると思います。双葉郡の8町村はそこに住むことができず、今、あちこちに分散居住しております。それを私はあのとき、ユダヤ人状態であると申し上げました。チェルノブイリにおいては50万人規模のスラブティッチという新たな町をつくりまして、そこに移住することで既存の町村

が幾つも消滅したわけです。

日本の場合、現状はあちこち全国に分散しています。県外避難だけで5万8,000人以上が分散居住しているわけです。飯舘村は2年で戻ると宣言していますが、8町村の人々にアンケートを取りまして、自分の町に戻るのかということを訊きますと、全体では4分の1が戻らないと答えたと言います。若者だけで言えば、半分以上が戻らないと言っているわけです。大熊、富岡、双葉、檜葉が中心になると思いますけれども、2年位では恐らく戻りようもないわけでありまして、これらの市町村が存続できるのかどうかということは重大なことだと思います。

飯舘村の菅野村長の提言で、二重の住民票ということを経済省は可能にしてくれまして、現在お世話になっている市町村に登録もして、福祉のサービスも受けながら、前の行政にも籍を担保することが可能になったわけです。とてもありがたい処遇でしたが、これを一体いつまで続けるのか。このまま間借り状態を続けろということなのか、それとも一つの考え方として自然に聞こえてくるのは、自分たちの町を国有地を使ってつくってこないのかな、という希望ですね。猪苗代湖の南辺りにも国有地がありますし、大熊の人はここをどうぞ、富岡の人はここをどうぞというふうにやってくれないのだろうか、どうなのだろうか。

このことは第1回のときに私は申し上げまして、そのときに福山官房副長官は、そういう議論もしています。10万人規模の新たな町をつくろうかという案もありますとおっしゃっていたのですが、その後そういう話は全く断ち切れています。現在はどうお考えなのかということ伺いたいと思います。

それから、これも前に申し上げたことですが、20キロ圏内の動物たちのことですね。殺処分を承認された動物だけは殺処分をしましたが、その後、処分を認めていない人たちは、餌をやり毎日通っている人もいます。その人たちの牛はむろん寄ってきます。でも、放置されたままの牛たちは、たまに行くと、6月には寄ってきたのに、10月には寄ってこない状態になってきていて、しかも3月以降新たに生まれた牛もいます。豚もいます。つまり彼らは生まれてからずっと人間を知らないわけですから、1頭の牛が野生化するのではありませんが、人間を知らない牛豚が新たに生まれている。このままこれを放置するのかということです。この点についても、どうお考えなのか伺いたいと思います。

○ 2点ほど。1つは雇用の問題でありまして、だんだん復興が進んでいるとは思いますが、特に中小企業、零細企業の個人事業主、あるいは小さな工場、そういうところの復興・復旧がなかなか進んでいないということで、雇用の機会を失っている人たちがまだまだ多いということです。雇用保険の数は去年に比べて一万数千多いという数字だと思いますけれども、潜在的な雇用機会がない方はもっとずっと多い数になっているところで、この雇用の問題をどうやって考えたらいいのかということが深刻だと思っております。

雇用の保険を延ばすことはいいことだと思いますけれども、そのことがまた働く気を失

うという面も出てきてしまっているのも事実でありまして、先ほど宮城県の副知事からもお話がありましたけれども、零細企業の応札がないというところも何かそれを関わりがあるのかなという気がしております、単に仕事の欲しい人と人が欲しい企業とのマッチングだけではなくて、積極的に雇用機会をカウンセリングのような形でやっていかないと、相当の規模での働かない、あるいは働きたくても働けないとか、そういう人たちが被災地に出てくるおそれを感じております。

これに関連するのですけれども、母子家庭などを中心にして、働きたいけれども、今度働けないという方が増えております。これは仮設住宅などによって三世帯住宅が崩れているので、今までだったら実家に子どもを預けて働きに行くということができなくなっているということでありまして、そういう意味では潜在的に保育所や学童保育を求めている人の数は物すごい数に上っていて、とてもこれは公的なところでは対応し切れなれないと思います。この辺のところでは親と子どもの問題に関わるのですが、相当重点的にやる必要があると思います。

2点目は子どもの問題で、私も震災遺児・孤児の手を差し伸べるということでやりまして、お陰様で随分とお金もいただきまして、今は100人を超える子どもたちに支援をしております。しかし、これだけではなくて、これ以上に震災遺児・孤児以外の子どもたちの状況もとても厳しい状況になっている。一つは、親が働けない人が多いというところで、生活の問題が出ております。それから、仮設ということが典型ですけれども、部屋が狭いということで、勉強部屋がないということがあります。全体的に生活水準が厳しいということになれば、いわゆる地域全体の進学率を下がっていかざるを得ないということで、この辺りも相当しっかり見ていく必要があるなと思っております。

ところで、大臣に質問があるのですけれども、これからこの復興構想会議をどういうふうにしていくということですね。これは政府の方としてもこういうふうにしてほしいということがあると思います。私たちとしてもそれならばこういうことを言いたいということもあるので、もう少し具体的にこういうことをアサインメントとして求めているということをお説明いただければと思っております。

○議長 ありがとうございます。後ほど大臣の方からお答えいただければと思っております。

○ 先ほどの事務局からの御説明に、特区の例として、医療機器販売等の参入規制緩和というものがありました。しかし、このような規制緩和が東北にのみ適用されるべきものかはよく考える必要があります。東北のみで行われるべき規制緩和と、国全体でやるべき規制緩和は区別し、国全体の経済の地盤沈下に対処するための規制緩和については、東北に限らず国全体で実施すべきではないでしょうか。

もう一つは、福島産業再生と雇用創出の問題についてです。震災後、県の人口が50年前の水準まで急減して今の雇用が維持できなくなった上に、円高と放射能の風評被害にあえいでいるという現状は、産業再生にとっては大きな障害であり、もう一つ深掘りした対策を練らねばなりません。

例えば、福島県は空間線量率マップを開示しているというお話でしたが、それは事業者や県民のニーズに答えているのでしょうか。本当に県民が知りたいこと、事業者や従業員が知らないことに答えていないために、人口流出が進んでいるという見方もできません。関係者が必要とする情報やデータの開示をやって頂きたいと思います。

最後に、数値の整合性に関してです。避難者の人数について、事務局からは7万1,000人、宮城県は201人、岩手県からは特に数字の提示がなく、福島県からは自宅を離れた人が15万人という数字が示されました。では一体、避難者は何人いるのでしょうか。数値に関する全体的な整合が取れていないため、国や3県からまちまちな数値が出ていると思われるので、その辺りの整理をお願いしたいと思います。

○議長 ありがとうございます。

○ このことだけは、はっきり言っておかなければいけないと思っています。今日ようやく第3次補正予算が通過したということですが、10万5,000人の死者・行方不明者が出た関東大震災でさえも、4か月足らずでちゃんと予算が通っているんです。そして、法律も4か月足らずで成立しています。政府は一体何をやってきたのだろう。それは政権だけではなくて、自民党も含めて、与野党が厳しく反省をしないといけないと思います。

そして、その関連で言えば、先ほどもありましたが、復興構想会議は何をすべきかということ。私は提言したあとも早く再開すべきだと委員の皆様にもメールをしました。私はもっと頻繁にやるべきだったと思います。先ほどからいろいろな、こうやるべきだという話が出ました。そのことについて、積極的に復興構想会議が言うべきだったと思います。今度は復興推進委員会ということに衣替えをするということのようですが、どういう形になるにせよ、復興構想会議はただ単に提言を出したというだけではいけません。提言の中の最後にも、これから政府がどうやっているのかということを厳しく監視するべきであるということを入れていきますね。その監視機能をちゃんとやってきたのかということ。私は非常に疑問に思います。瓦れきの処理にしても、早くやるためにいろいろな提言をすべきだったと、私はそう思います。では、これから私たちは何をすべきなのかということ。これを復興構想会議、あるいは名前を変えるにしても、大臣はどう考えているのか。私は大臣がどう考えているということも勿論ありますけれども、それとは別に私自身が何をすべきなのかということ。きちんとしなければいけない。あえて、そういうことを強く申し上げたいと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、安藤議長代理は今日御欠席でありますけれども、メッセージが議長代理よしみで御厨議長代理の方に届いておりますので、読み上げていただければと思います。

○議長代理 それでは、読み上げさせていただきます。

11月10日の会議に出席できず、申し訳ありません。鎮魂の森は現在、気仙沼と南三陸町の2つの候補地で実施検討中です。特に気仙沼は市街を見下ろす安波山の斜面地に桜を

植える計画で、来年5月の植樹に向け、動き出しています。亡くなった方々の鎮魂と震災の記憶を継承するために、どんどん活動を広げていきたいと考えています。国も被災した海岸沿いを国営公園化しようと、被災県や市町村も巻き込みつつ動き始めているようですので、うまく連携していくことができればと考えています。

被災地の遺児育英資金として立ち上げた桃・柿育英会は、これまでで約2万1,000口分の参加者を集め、企業からの寄附を含めて10年間で30億円の寄附を集めるめどが立ちました。今後、被災3県に分配し、そこから遺児・孤児たちに適切に支給していただきます。11月4日に文科省で記者会見を行いました。今後は里親の支援を考えていかなければならないと思っています。高台移転を始めとしたもろもろの施策について、勿論議論も重要ですが、スピーディな対応も求められています。まず、一つでもいいので、早く実施例をつくるべきだと思います。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

「スピーディな対応」、あるいは一つでも早く実施例という辺りは、我々も共有するところかと思えます。

あと8時まで10分ということになりましたが、10分では尽くせない感じがいたしますので、少し柔軟さをお願いしたいと思います。

まず、先ほど途中で出ました津波の2メートルまで云々の問題等について、簡潔に御説明をいただいて、その後、平野大臣をお願いしたいと思います。

○ あの2メートルというのは、2つの意味があります。1つは、津波の高さが2メートルを超えると顕著に人的な被害が出てくるということです。これは住宅に関係ありません。ですから、津波は2メートルを超えると、顕著に人の命が亡くなるという事実です。

もう一つは、2メートルを超えますと、木造住宅は全壊流失するという事実があります。ですから、2メートルを超えた途端に家の中にいる人も家ごと流されるということで、そういう意味での人的な被害の発生もあるし、外にいるときでも2メートルを超えると助からないという2つの意味があるということです。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

防潮堤の高さについては、特にコメントはございませんか。

○ 今、国土交通省の方で、既に岩手、宮城については、各被災市町村の50年から100年に一度くらいの津波が来たら、どれくらいの高さになるかという数値計算結果に基づいて、先ほど御指摘のあったような10メートルを超える津波防波堤をつくるということで進んでいます。

御指摘があったように、実は10メートルを超える防潮堤も必要なところがあって、そこは押し並べて今回は20メートル近い津波が来ているところです。ですから、海岸構造物なしに、逃げろというだけでは無理ですので、減災ということを考えていただきますと、極

力新しい高台に移転するにしても、そういう方たちが避難することによって命を落とさないような、そういう町の構造にしていかなければいけない。

ですから、例えばある町で 14.5 メートルの津波防潮堤をつくらなければいけないということで、賛否両論の話が出ておりますけれども、それでも不十分ですから、まちづくりは必ず必要だということで、外郭施設だけでは絶対に守れないというのが今回の教訓だということを御承知置きいただきたいと思います。

○議長 ありがとうございます。

我々の共有している認識を確認していただいたと思います。

それでは、平野大臣、よろしくお願いします。

○復興対策担当大臣 たくさんの御意見あるいは御質問をいただきました。その前に、今の 2 メートルということにつきましては、これはあくまでも住宅の建設をするときの一つの考え方の指標ということで示していきまして、2メートル以内は家をつくってもいいよという形で出しているわけではないということは申し上げておきたいと思います。

今の河田先生の補足をさせていただきますけれども、今回の東日本大震災の最大の教訓は何かといいますと、構造物に依存した津波対策はあり得ない。これは限界があるんだということが最大の教訓だということでありまして、災害に上限なしということも言われておりますけれども、今回は基本的には逃げるということを基本に考えましょうと。さはさりながら、100 年程度、あるいは数十年程度の確率で、比較的高い確率で起こる津波。例えば三陸津波とか、そういった津波の高さに関しては構造物で守りましょうということで、10 メートル以上、例えば 14 メートルというものが出ているということです。

ただし、これも先ほど河田委員から御紹介がございましたけれども、今回の津波は 14 メートル程度のものでなくて、20 メートル、場合によっては波と波が波長を上げたことによって二十数メートルの津波が来ているということでもありますから、これはあくまでもある一定の津波に対する防御措置であって、後は全体の多重防御、それから逃げるという発想の中で防災計画をつくるということをやってきましょうということで、今、復興計画等々をつくっていただいているということです。

先ほど復興計画の話が出ましたが、各県各地域でかなり進んでいます。進んでいますけれども、やはり今回の復興計画の大変さは、委員の皆様方も十分御理解だと思いますが、その町全体を根本的に作り直すということを復興計画では、特に津波でやられた地域はつくらなくてはならないということです。

例えば区画整理事業がありますが、一区画の区画整理事業の権利調整をするのに何年も何年もかかります。土地改良事業というのがあって、圃場整備事業というのがあります。これは換地という制度があるのですが、この権利調整をやるのにも何年もかかります。しかし、今回の復興計画は区画整理事業どころではない、町全体を全部作り変えるという大変な作業を市町村は今やっているということです。

ここに本来であれば、これだけの大事業でありますから、普通の感覚でいいますと 5 年、

10年くらいの権利調整がかかっても不思議はないぐらいの状況だと思います。でも、そんなことをやっていたら復興などできません。できないから大馬力でとにかく、今、市町村にお願いをしているのは、どこかで割り切った形で復興計画をつくって、そして、まちづくりを進めていきたいと思いますというので、一生懸命になって市町村に汗をかいていただいていますし、県もそれに後押しをして、国の職員もそこに入ってやっているという段階です。

ただ、これから復興計画をつくったのですけれども、復興計画というのは市町村によって熟度にかなりばらつきがありまして、ある市町村では住宅をここに移転しようと言ったときには、まちづくりのところまで具体的に話をしているところもあります。別の市町村では復興計画をつくりましたけれども、とりあえず絵をつくりましたということで、これから地域住民に働きかけていくということもあって、これからまだ少し時間はかかるのかなというのが私の正直な感想であります。

もう一つ、今まで阪神淡路とかは1か所で起きました。中越地震も場所は限定されました。その中で計画をつくるときには、いろいろな人が入って計画づくりができたのですけれども、今回は関係する市町村だけで222あります。津波地震の中で町相当やられた市町村で50市町村あります。それが全部動くんですね。それが一斉に動いて復興計画をつくってやるというこの作業というのは、正直に言って結構大変で、しかし、繰り返しますけれども、泣きごとを言っていられないので、これはもうやるしかないということで、政府も入りながら、後押しをしてやっているということです。

ただし、福島の場合は別です。今日、福島の話が委員の皆様から非常に的確なお話をいただいたと思っています。福島はまだまだ復興の話はできません。復興の話ができない以前に、この放射能をおびえる生活からどうやって抜け出すかということについて、福島県は四苦八苦しているという状況で、これは国の責任で何とかせねばいかぬと思っていますが、これからいろいろな方の知恵を借りながら、やらなくてはならないと思っています。

話が長くなりました。質問が出た点についてお答えしていきたいと思います。これから復興計画をつくっていきますと、これから大変な仕事が出てきます。今回は3次補正で12兆の予算をやっていますが、これは被災した地域で使ってもらおうお金です。1次補正、2次補正でもう6兆を出しています。そこで12兆です。この執行をするというだけで実は大変な作業量になってくるということでありまして、これから人材をどうやって確保するか。人材の問題と併せて絶対的なマンパワーの不足であります。これについては、私どもも早くから問題意識は持っています、峰久事務局長のところで各市町村ごとにどれだけの人が足りなくなるだろうかとシミュレーションをやっています。国で派遣するものは派遣しなくてはならない。団体で使えるところはお願いしなくてはならない。市町村会にも町村会にも知事会にもお願いをしなくてははいけないと思っています。これから最大の問題になってくると思っています。

併せてゼロ応札の問題がありました。これから仕事が集まると、資材不足が起

こってきます。人手の不足も起こってきます。こういった問題につきましてもどういった対応をすればいいかということは、国交省とも知恵を出して検討している最中ですが、少なくとも発注方式については、とにかく指名競争入札が面倒くさくなったら随契でもいいぐらいの感じでやっていかないと、多分これは発注の方式だけでこれだけの予算を使っていくのは間に合わなくなってくると思いますので、かなり大胆な見直しをやっていきたいと思っていました。

文化の問題がありまして、これは今の復興交付金の中では促進事業費というのがありまして、これでかなりの部分に対応できます。ただ、国会でも質問を受けたのですが、お寺の再建に使えますかとか、そういうことも御質問を受けたのですが、そこまではなかなかいかないのですけれども、いずれそういった地域の中で必要なものについては、基本的に何でもいいというような感覚で、促進事業費は制度設計をしています。

心の問題の話が出ました。これは本当に大きな問題になりつつありまして、今まで避難所にいるときは心が紛れていたという話ですが、それが仮設住宅に移った瞬間に一人暮らしの方々は結構孤立をするということで、いろいろな制度を使って巡回で回ったりすることもやっておりますけれども、まだこれは大きな課題になっています。このことについては、日本医師会の原中会長等にも御相談をしながら、かなり専門的に対応していかなければならないという問題意識は持っています。特に津波で被災されてきた方々は、人によって違うのですけれども、当初はよかったのですが、波の音を聞くだけで眠れないとか、海は見たくないという人がだんだん出てきているという報告も受けております。この問題はきっちり対応をしていかなければならないと思っていました。

福島につきましては、まず 20 キロ圏内の問題につきましては、ここで一定の方向でお話をできる段階ではまだないのですが、かなり厳しい判断をしなければならぬ局面は来ると思います。特に長期間にわたって帰れない人たちについてはどうするか。これにつきましては、国が責任をもってやるべきだと私自身は思っていて、それがニュータウンという形になるのか、あるいは小さなコミュニティというような、もとの小さなまちづくりになるのか。これは今、検討中でありまして、20 キロ圏内の中で最大の問題は、第 1 原発と第 2 原発があることで 1 万 3,000 人の雇用が生まれていました。それがなくなっているという問題。放射線の問題。こういった問題等々がありまして、これは特にこれから専門会議等々を立ち上げて、いろいろな検討をしていかななくてはいけない課題だと思っと思っています。しかも早急にやらなくてはならない課題だと思っていました。

特に除染の併せて、雇用をどうするか。それから、コミュニティの問題がありました。これは本当にコミュニティの問題で、今、福島県は 20 キロ圏内以外でも、とにかく子どもが外に出ているという大変つらい問題があります。こういった問題を踏まえたときに、子どもがいない地域は一体どうなるかということも頭に入れながら考えなくてはならないくらいのかかなり深刻な状況ではあります。

復興構想会議でございませけれども、復興構想会議をどうするかということについては、

とりあえず復興庁ができたときには復興推進委員会という形で、これからもいろいろな提言をいただこうと思っております。これまではとにかくいただいた提案を具体化するということで、私どもはかなりのエネルギーを使ってきました。併せていろいろな方から意見を聞くということも私たちはやってきまして、課題だけは整理をされてきたなど。今日も皆様方から課題についてはさまざまな問題提起を受けましたけれども、これからはその課題一つひとつに足して答えをつくっていくという段階になってきますので、それを頭に入れながら委員会をつくっていくのかなと考えておりました。

とりあえず、足早にお話をさせていただきました。

○議長 特区を東北のみで済ませていいのかということもありましたが、それについてはよろしいですか。

○復興対策担当大臣 実は特区につきましては、もう一つ、総合特区制度というのが実は走っていきまして、これはこれで全国の中で、言葉が適切かどうかわかりませんが、どちらかということ総合特区制度は優等生をつくるような、町の中でも更に飛躍をさせるという。そういう意味で総合特区制度をつくって、そこでもいろいろな規制改革とか税制の問題の特例もつくっています。最終的には、この復興特区もそうですけれども、そこに限定した規制緩和を一度やってみて、それがいいということになると当然のことながら、次のステップの中では全国に広げるということになってくると思っています。

○議長 ありがとうございます。

議論は付きないところですが、既に5～6分オーバーしております。どうしてもこれということがありましたら、簡潔に。

○今、動物のお答えがなかったのですが。

○復興対策担当大臣 動物につきましては、私も先般20キロ圏内に入ってみましたら、牛があちこち草を食んでいるのが見えました。中には餌づけで入っている方もおられるというのも聞いています。実は殺処分を1回決めまして、これは県と国との中でやり取りをいろいろやりながらやったのですが、最終的に殺処分の指示書を、菅総理のところに行き、総理から取り付けたのは私でした。ただし、そのときに取り付けたのは、あくまでも同意ということが前提になっていまして、結果として、まだ1,000頭近くの牛あるいは豚がいると言われております。それをどうするかということにつきましては、学術的な利用ができないかということについて、農水省の方では公募をしています。

私も気になるのは、冬を乗り切れるかどうか。野生化した牛がいますけれども、冬はどうするのだろうかというのは私も気になっていまして、私は直接の担当でないと逃げになってしまうけれども、きちんとした答えを出せないで申し訳ございませんが、現に生きている動物、家畜をどうするかということについては、至急に結論を出さなくてはならない課題だと思っていました。

○議長 動物ではないですが、保育所とか子どもとかいう問題がありましたが、これへの対処はいかがですか。

○ 保育所、学童保育の要望や需要がすごく多いということです。それに対して、地方自治体が供給できる量とのインバランスが起きています。

○復興対策担当大臣 少なくとも津波、地震の地域については、そういった保育所あるいは学校といったところの復旧については、最優先で取り組みましょうということで、文科省も今その方向でやっています。一方で福島につきましては、保育士さんも確保できないということ等の問題がありまして、先ほども申し上げましたけれども、福島からお子さんがいなくなっているということもあったりして、こちらで別の観点で議論をしなくてはならないなという。ここもきっちりとしたお話ができなくて申し訳ありませんが、そんな状況です。お答えになっているでしょうか。

○議長 引き続き、是非政府の方でしっかりとした対応を進めていただきたいと思います。

○ 結局避難者数は何人ということになるのでしょうか。

○復興対策担当大臣 避難者数につきましては、私どもの方では仮設住宅に入っている人は入っておりません。仮設住宅に入った人を入れると、大体数字は合ってくるという形になります。

○事務局長 仮設住宅に入っておられる方の人数は、公共団体の方から岩手、宮城の方から計算していただいておりますので、わかってきておりますので、それが出ますとさっきの7万1,000 プラス仮設住宅等の人数として出せるようになると思いますので、ある程度の推定は入りますけれども、近々に出せるようになると思います。

○議長 ありがとうございます。

それでは、まだ言い足りないこともあろうかと思っておりますけれども、時間も10分余り過ぎておりますので、官房長官、よろしく申し上げます。

○官房長官 最終の会議に私は初めて出席をさせていただくということでございますが、本当に本日も長時間にわたりまして、大変熱心な御意見、御議論をいただきましたことを改めて、感謝御礼を申し上げます。

政府といたしましては、もう既に法律を出し、予算は今日、衆議院を通過したばかりではありますが、この復興構想会議で貴重な御提言をいただいたものを具体化しているというのが現状でございます。

私自身は3.11 当時は、与党民主党の幹事長代理を務めておりまして、党としての対策本部の事務局長ということで、3.11 から最初は救援あるいは人命救助、そしてぼちぼち復旧ぐらいまでを8月まで、党の方の立場で先頭に立ってやらせていただいた者の一人でございます。それから、個人的なことで申し上げますと、先ほど来、お話が出ております、私は民間のあしなが育英会という遺児・孤児の応援をする団体に40年来関わってまいりました一人でもございまして、東北地方3県で心のケアまで含めて、我々は民間の方では計画をしている。そんな団体にも関係をしております。

新内閣になりまして、野田内閣の下で内閣官房長官を拝命いたしました。引き続き、この東日本大震災からの復興、これが何より野田内閣にとっても最大の当面の課題であるこ

とは間違いございません。そういうことで取り組ませていただいております。具体的に当面、今臨時国会で3次補正予算、関連法案の早期成立に全力を挙げているところでございます。これらによって復興特区制度や復興交付金などの新施策を実施に移すとともに、復興庁を新たに設置して、被災自治体の復興の取組みを更に強力に支援してまいりたいと思っております。

もう一つは、福島の問題。これは全く違う観点がいっぱい出てきております。先ほど来の御意見もございました。まずは我々として、原子炉の冷温停止という第2ステップにありますが、これを年内に冷温停止を成し遂げる、第2ステップを成し遂げるところが当面の課題ですが、その後のところは先ほど来、議論がございました。これは今、関係閣僚の方で事務局をつくって取組みを進めております。

政府といたしましては、これらの取組みを進め、被災地の一日も早い復興に向けて、全力で今後も取り組んでまいります。皆様方の形は復興構想会議は変わると思いますが、今後とも貴重な御意見を賜っていきたく思います。本当に今日までの13回の長時間にわたる貴重な御意見をいただきましたことを、改めて感謝御礼を申し上げまして、ごあいさつといたします。本当にありがとうございました。

○議長 ありがとうございました。

かつての5時間ペースから考えますと、まだ序の口という辺りであつという間に終わりの時間を迎えてしまいました。被災地の復興への足取り、我々の報告書を終えてから数か月、指摘があったように、何と言っても遅いという事情。政府だけの責任だけではなくて、我々にもあるかもしれませんが、与野党を深めて復興最優先と言っているながら、どうかすると言葉とは違って、さまざまな政局的なところに具とされかねないということもあろうかと思っております。そういう問題があるけれども、政府においては是非、我々が今日指摘をしたことを受けて、しっかりと進めていただきたいと思います。

多くの点で我々の構想が予算化されているということは、共通に感じたところでありますが、文化の予算については具体的記述がない。それに対して復興交付金の促進事業費の中でこなすのだということでしたが、その項目としてないというのは気になるところであります。これについてもよろしく対処をしていただければと思います。

いろいろな意見が出たことをいちいち繰り返しません、やはり人材の問題、被災地において専門家・技術者が足りないという問題が重大だと思われまます。それについて学術会議の方で調査しようかとの話も出ましたけれども、政府でもやっているということでありました。その辺りはもう少し調整をしていただいて、改めて学術会議の方でやっていただくことに意味があるのかどうか、是非話あっていただきたいと思います。

人材については、我々の復興構想の答申の中でも、「つなぐ」ということが大事だと強調しています。この人材をつないでということが根本であると思っております。大臣から説明があったように、自治体の進め方も、実はまちづくりをしっかりとつくっているところもあれば、とりあえず絵は描いたけれども、実はこれからというところもある。

そういう中で、現地が合意づくりということを政府も頑張れですが、現地の自治体のそれぞれが頑張らねばなりません。合意づくりというのは阪神淡路の例を見ても、どうかしているとも3年はすぐ経ってしまいます。政府の方で100%まで高台移転費を見るというふうな支えを得ても、それを生かせないということになると悲しいことになりますので、是非各自治体においても頑張るように、3県の方でも御指導をいただければと思います。福島においては、本当に大変だと思います。我々は心から応援をしたいし、政府にも手厚い支えをするように求めています。事態が事態という中で、どうか頑張ってくださいと思います。

この会議の在り方についても、我々はよき答申をつくることに全力を挙げてきました。その後ややけつをたたくということは十分でなかった面があるかもしれませんが、復興庁設置とともに別組織とになるということが法律で決まっているようであり、政府において、是非よき展開ということを制度的にもお願いしたいと思います。

以上をもって第13回の「復興構想会議」を終えたいと思います。皆さんお忙しい中をどうもありがとうございました。